

令和 15 年国民スポーツ大会・  
全国障害者スポーツ大会  
鳥取県準備委員会

第 2 回常任委員会（書面開催）





# 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会 鳥取県準備委員会第2回常任委員会（書面開催） 目次

## 議事

- 第1号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
鳥取県準備委員会専門委員会規程の一部改正（案） . . . P.1
- 第2号議案 令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会  
鳥取県準備委員会総務企画専門委員会について（案） . . . P.4



第2回常任委員会 第1号議案

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会規程の一部改正（案）

専門委員会規程の名称を「第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会規程」に改める。次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p><b>第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会</u>会則第13条第3項の規定に基づき、<u>第87回国民スポーツ大会・第32回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>別表（第2条関係） 略</p>	<p><b>令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会規程</b></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、<u>令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会</u>会則第13条第3項の規定に基づき、<u>令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会</u>（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第6条 略</p> <p>別表（第2条関係） 略</p>

附 則

この規程は、令和7年 月 日から施行する。

第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会  
鳥取県準備委員会専門委員会規程

（趣旨）

第 1 条 この規程は、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則第 13 条第 3 項の規定に基づき、第 87 回国民スポーツ大会・第 32 回全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（委員会の種類等）

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

（役員）

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

（1）委員長 1 名

（2）副委員長 若干名

2 委員長及び副委員長は、専門委員の互選により選出する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ委員長の指名した副委員長がその職務を代理する。

（会議）

第 4 条 委員会は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（部会）

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは部会を設けることができる。

2 部会の委員は、委員長が依頼する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

（補則）

第 6 条 この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 月 日から施行する。

別表（第2条関係）

常任委員会から専門委員会への付託事項及び委任事項

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の立案に関する事</li> <li>2 会場地選定に関する事</li> <li>3 県及び会場地市町村の業務分担・経費負担に関する事</li> <li>4 競技施設及び関連施設の基本的事項に関する事</li> <li>5 開・閉会式会場及び関連施設の基本的事項に関する事</li> <li>6 情報通信施設の基本的事項に関する事</li> <li>7 他の専門委員会に属さない重要な事項に関する事</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 総合的な計画の推進に関する事</li> <li>2 文化プログラムに関する事</li> <li>3 競技施設及び関連施設の調査、調整等に関する事</li> <li>4 開・閉会式会場及び関連施設の調査、調整等に関する事</li> <li>5 情報通信施設の調査、調整等に関する事</li> <li>6 他の専門委員会に属さない事項に関する事（重要な事項を除く。）</li> </ol>

令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会  
総務企画専門委員会について(案)

競技会場地市町村及び競技施設の選定に関する審議や、県及び市町村との業務分担などの審議を行うための総務企画専門委員会を立ち上げます。

委員については、学識経験者やスポーツ関係団体、経済団体などで構成することとし、その人選にあたっては、本準備委員会会長への一任をお願いします。

【参考】令和15年国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会鳥取県準備委員会会則（抜粋）

(専門委員会)

第13条 専門委員は、会長が委嘱する専門委員をもって構成する。

- 2 専門委員会は、常任委員会から付託又は委任された事項について調査・審議し、その結果を常任委員会に報告する。
- 3 前2項に定めるもののほか、専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮り、会長が別に定める。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。